

○東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物
減量等推進審議会条例

平成 28 年 2 月 16 日
条 例 第 4 号

改正 令和 7 年 12 月 15 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
第 5 条の 7 の規定により、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議す
るため、東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物減量等推進審議会（以
下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、管理者の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項につい
て調査審議し、答申するものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量化及び再生利用に関すること
- (2) 一般廃棄物の分別区分に関すること
- (3) ごみ処理手数料に関すること
- (4) その他管理者が特に必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 名以内で組織し、次の各号に掲げる者の中か
ら管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等
- (3) 関係市環境担当課長
- (4) その他管理者が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠
けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定め
る。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境施設課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月15日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。